

令和7年度 第1回

日本版包装前面栄養表示に関する検討会

議 事 録

消費者庁食品表示課

○事務局 定刻となりましたので、令和7年度第1回日本版包装前面栄養表示に関する検討会を開会させていただきます。私は本検討会の事務局を務めさせていただいております株式会社シード・プランニングの奥山です。どうぞよろしくお願いいたします。開催に当たっての注意点を御案内します。本会はリアルタイムでWEB配信をしております。報道関係の方は会場で傍聴されており、冒頭部分は写真撮影可となっておりますので、御了承ください。併せて、記録のために配信画面を録画させていただいていることを御了承ください。開会に先立ちまして、消費者庁 井上審議官より御挨拶をいただきます。井上審議官、よろしくお願いいたします。

○井上審議官 着座にて失礼いたします。今年度の第1回の検討会ということになりますので振り返りなども含めて、一言御挨拶を申し上げたいと思います。構成員の皆様におかれましては、日頃から食品表示を始めとし、消費者行政の推進に御協力、御理解をいただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りしまして御礼申し上げたいと思います。令和6年度になりますけれども、健康日本21（第三次）が開始されまして、政府として厚生労働省を中心に、健康・栄養政策において健康的で持続可能な食環境づくりの推進が図られており、消費者庁としてもこれに応じた食環境づくりを後押しするということが求められております。また近年、諸外国では栄養成分表示の見にくさや分かりづらさを克服する取組として包装前面栄養表示が導入されており、令和3年11月のコーデックス委員会におきましても包装前面栄養表示ガイドラインが採択をされております。こうした状況を踏まえまして、消費者庁では令和5年度から包装前面栄養表示に係る検討を進めております。構成員の皆様の御協力もいただき、令和5年度の検討会では、日本版包装前面栄養表示の検討の方向性について取りまとめいただき、令和6年度の検討会では、日本版包装前面栄養表示の位置付けについての検討や様式案及びガイドラインの原案について検討を行っていただき、骨子となる記載方針の取りまとめをいただきました。今年度、令和7年度はこれまでの検討を踏まえまして、日本版包装前面栄養表示の様式を決定するとともに、ガイドラインの公表に向けて御議論いただくということとしております。本日も構成員の皆様には、きたんのない御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 井上審議官どうもありがとうございました。ここで、報道関係の方は、傍聴席へお移りいただきますようお願いいたします。本日お集まりいただきました構成員の御紹介をさせていただきます。公益社団法人 日本栄養士会 常務理事 阿部 絹子構成員、東京農業大学 総合研究所 参与・客員教授 石見 佳子構成員、一般財団法人 食品産業センター 参与 河野 浩構成員、淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師 坂口 景子構成員、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究センター 食品分析・表示研究室長 竹林 純構成員、公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 戸部 依子構成員、オール日本スーパーマーケット協会 専務理事 中村

伸一郎構成員、一般社団法人 Food Communication Compass 代表 森田満樹構成員、なお、中村構成員はオンラインでの御参加となっております。続きまして、オブザーバーとして御出席いただきましたお二方を御紹介いたします。厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課 栄養指導室 齋藤室長補佐、農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 新事業・国際グループ 加集課長補佐、続きまして、消費者庁の出席者を御紹介いたします。井上審議官、食品表示課 宮長課長、食品表示課 保健表示室 今西室長、同じく、保健表示室 松山課長補佐、以上でございます。本日の資料は、議事次第、資料1 「令和7年度 日本版包装前面栄養表示に関する検討会」開催要領、資料2 日本版包装前面栄養表示に関するこれまでの検討状況について、資料3 日本版包装前面栄養表示に関する検討の方向性（案）、資料4 日本版包装前面栄養表示の様式について、資料5 日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）、参考資料1 日本版包装前面栄養表示ガイドラインの記載方針、参考資料2 諸外国等における取組について、参考資料3 国内における食品関連事業者の自主的な取組について、構成員の皆様におかれては、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、都度事務局にお申し付けください。続いて、本検討会の座長についてです。本検討会は、令和6年度に開催しました「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」に引き続いての議論になりますので、座長は引き続き石見構成員にお願いしたいと思います。それでは、以降の議事は石見座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石見座長 皆様こんにちは。引き続き座長を拝命いたしました東京農業大学石見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に資料1から3について消費者庁より御説明いただき、日本版包装前面栄養表示に関するこれまでの検討状況の振り返り、そして本検討会における検討の方向性を確認したいと思います。松山課長補佐、どうぞよろしくお願いいたします。

○松山課長補佐 それでは資料1「開催要領」を御覧ください。本検討会は、我が国の包装前面栄養表示について検討するため、消費者庁が開催するものでございます。本検討会のスケジュールにつきまして、別紙1を御覧ください。本日が第1回の検討会になりまして、本日の検討会に先立ち、6月に日本版包装前面栄養表示の様式案について消費者アンケート調査を実施いたしました。第1回の検討会后、8月以降にガイドライン案についてのパブリック・コメントを行いまして、10月以降に第2回の検討会を開催し、ガイドラインの最終案を確認いただきまして、その後、ガイドラインの公表を行う予定としております。本検討会の構成員につきましては、別紙2を御覧ください。これまでの検討会に引き続きまして、構成員の皆様にご参画をいただいております。資料1は以上です。続きまして資料2「日本版包装前面栄養表示に関するこれまでの検討状況について」を御覧ください。スライド2ページ目でございます。これまで令和5年度・6年度と包装前面栄養表示についての検討会を開催してまいりました。スライド3ページ目でございます。令和5年度の分かりやすい栄養

成分表示の取組に関する検討会では、日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性の中間取りまとめを作成いたしました。この中間とりまとめにおきまして、大きく三つのポイントがございます。一つ目は日本版包装前面栄養表示の対象となり得る栄養成分等は、栄養成分表示の義務表示に位置付けられております、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムとすること。二つ目は、対象となる栄養成分等の量に加えて、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示すること。三つ目は、食品関連事業者の実情を踏まえまして、自主的な取組を推進するため、任意表示の取組と位置付けた上で、一定のルールが必要であることを整理いたしました。令和6年度の日本版包装前面栄養表示に関する検討会におきましては、日本版包装前面栄養表示のガイドライン原案、様式案、食品表示基準における位置付けを検討いたしました。まず、「ガイドライン原案の構成」につきましては、WHO やコーデックス委員会のガイドラインを参考にしまして、次のスライドにお示ししますガイドラインの記載方針案として、日本版包装前面栄養表示の背景、目的、定義、ガイドラインの範囲、基本的な表示方法、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱いといたしました。続きまして「日本版包装前面栄養表示の様式案の要件」としまして、スライドに示す四点を整理いたしました。一点目は、枠囲みなどパッケージ上のほかの表示と区別するための工夫がなされていること。二点目、白黒など単色でデザインされていること。三点目、必ずエネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の文字を含め、かつ、含有量を表示するスペースが確保されていること。四点目、栄養素等表示基準値に占める割合を表示するスペースが確保されていること。こうしたことを様式案の要件として整理いたしました。また、「様式案のデザインについての考え方」を整理するに当たっては、消費者からの要望イメージと食品関連事業者等からの要望のイメージを踏まえまして、スペース効率を高めつつ、機能的なデザインが必要と考え、日本版包装前面栄養表示の様式に求められるものとしたしまして、視認性を高めること、可読性を高めること、記載数値が何かを伝えることといたしました。これらを踏まえて作成したデザインが次のスライドになります。こちらが「日本版包装前面栄養表示の様式案」でございます。昨年度の検討会でお示ししましたデザインは左側の三つでございまして、炭水化物と食塩相当量の間に隙間があるものでございました。その後、検討会での構成員の皆様から御意見を様々いただきまして、そういった御意見等も踏まえ、右側の3案、食塩相当量を二重線で囲んだデザインを追加いたしまして、最終案としてスライドの6案といたしました。次に、「食品表示基準における位置付けについて」でございます。食品表示基準における位置付けを検討するに当たっては、スライドにお示しするように、食品表示基準に位置付けない場合と位置付ける場合の利点と欠点を整理し、検討を行いました。そして、日本版包装前面栄養表示の位置付けにつきましては、スライドの四点を整理いたしました。一つ目は、日本版包装前面栄養表示の普及に必要なことは、自主的に先行して行われている食品関連事業者の取組を妨げることなく、これから取り組む食品関連事業者に対して、一定のルール及びその望ましい在り方を示すこと。二つ目、ガイドラインの作成後にも、消費者や食品関連事業者の双方にとって分かりにくい

部分があれば、迅速かつ柔軟に対応できるようにすること。三つ目、さまざまな形態の包装前面栄養表示が乱立し、消費者にとって分かりにくい状況が生じた場合には、規制的な手法も検討する必要があること。そして四つ目、こうした整理を踏まえまして、日本版包装前面栄養表示は当面の間、食品表示基準に位置付けない、つまり、法令上の義務は課さないガイドラインとするといたしました。以上が日本版包装前面栄養表示に関するこれまでの検討状況でございます。続きまして、資料3を御覧ください。これまでの検討状況を踏まえ、資料3には本検討会における検討の方向性の案をお示ししております。検討の方向性は二つございまして、一つ目は様式について、二つ目はガイドラインについてです。一つ目、様式につきましては、令和6年度の検討会での議論及び本年6月に実施いたしました消費者アンケートの結果を踏まえた上で、本検討会において議論を行い、決定してはいかがでしょうか。二つ目、ガイドラインにつきましては、令和5年度の検討会において取りまとめました「我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性」及び参考資料1に示します令和6年度の検討会で取りまとめました「ガイドラインの記載方針」を踏まえた上で、本検討会において議論を行っていただき、決定してはいかがでしょうか。以上、資料1から3の御説明でございます。

○石見座長 ありがとうございます。それでは、資料1から3につきまして、御質問そして御意見がありましたら、構成員の皆様からいただきたいと思っております。いかがでしょうか。資料1から3は振り返りということで確認していただければと思っております。それでは、議事1「日本版包装前面栄養表示の様式について」に入りたいと思っております。資料4について、消費者庁より説明していただきます。松山課長補佐、どうぞよろしくお願いいたします。

○松山課長補佐 それでは御説明させていただきます。資料4を御覧ください。先ほど資料2の御説明の際にもお示したスライドでございますが、様式案の要件はスライドに示す四点でございます。次に、様式案に求められるものといたしましては、スライド下段にお示しします三点です。これらを踏まえて作成いたしました様式案がスライドの6案ございまして、この6案について消費者アンケートを行いました。アンケートの概要でございます。調査方法はインターネット調査でございまして、アンケートの回収期間は令和7年6月10日から12日までです。対象者は全国の満18歳以上69歳以下の男女を均等割付いたしまして、合計10,000サンプルを回収いたしました。調査内容は、属性、食品表示制度等の理解、活用状況そしてメインとなる日本版包装前面栄養表示の様式案等に関する質問です。様式案等に関する質問では順序バイアスを防ぐために、様式案や文言案の表示される順番につきましては、回答者ごとにランダムに並び替える仕様といたしました。様式案等に関する質問はスライド下段にお示しする5問です。問1「あなたは、次の様式について一目で分かりやすいデザインだと思いますか。」という問いに対し、6案それぞれについて選択肢の中から一つ選択いただきました。問2「あなたは、次の様式について文字や数字などの情報がシ

ンプルで読みやすいデザインだと思いますか。」という問いに対し、6案それぞれについて選択肢の中から一つ選択いただきました。問3「あなたは、次の様式について、食塩相当量とそれ以外の栄養素とを区別した分かりやすいデザインだと思いますか。」という問いに対し、6案それぞれについて選択肢の中から一つ選択いただきました。問4「あなたは、次のデザインのうち一つ選ぶとしたらどのデザインがよいと思いますか。」という問いに対し、6案の中からどれか一つを選択いただきました。問5「あなたは、様式内の下段にあるパーセントの意味を伝える文言として、次の表現のうち最も分かりやすいと思うのはどれですか。」という問いに対し、選択肢の中から一つ選択いただきました。結果についてお示いたします。まず、属性についてです。計 10,000 サンプルでございまして、男女それぞれ 5,000 人、年齢別では各年齢層において男性 1,000 人、女性 1,000 人で合わせて 2,000 人となっております。対象者のうち、医学、栄養学の専門知識に関する資格の有無も聞いており、全体の約 7 % が有資格者でした。この割合は、消費者庁が過去に行ったアンケート調査の結果と同程度でした。続きまして、アンケートの結果です。「一目で分かりやすいデザインだと思いますか。」という問いに対する結果でございまして。回答は「とても分かりやすい」、「まあまあ分かりやすい」を「分かりやすい」としてまとめ、「やや分かりにくい」、「分かりにくい」を「分かりにくい」としてまとめました。どの様式におきましても約 6 割の方が「分かりやすい」と回答しておりました。続きまして、「文字や数字などの情報がシンプルで読みやすいデザインだと思いますか。」という問いに対する結果でございまして。回答は「とても読みやすい」、「まあまあ読みやすい」を「読みやすい」としてまとめ、「やや読みにくい」、「読みにくい」を「読みにくい」としてまとめました。どの様式におきましても、6 割以上の方が「読みやすい」と回答しておりました。次に、「食塩相当量とそれ以外の栄養素等を区別した分かりやすいデザインだと思いますか。」という問いに対する結果でございまして。A、B、C で枠の形が異なるのですが、A、B、C いずれにおきましても、二重線のデザインの方が「分かりやすい」と回答した割合が高いという結果でございまして。次の質問でございまして。こちらが一つのデザインを選ぶ質問への結果でございまして。「次のデザインのうち、一つ選ぶとしたらどのデザインがよいと思いますか。」という問いに対し、B-2 案を選択した方が最も多いという結果でした。B-2 案は枠の形が上下に膨らみがあり、食塩相当量が二重線となっているものでございまして。二番目に選ばれたデザインは B-1 案で枠の形に膨らみがあり、食塩相当量と炭水化物の間に隙間があるもの、三番目、四番目に選ばれたデザインは食塩相当量が二重線となっているものでした。B-2 案が一番となりましたけれども、この結果につきまして、層別で確認したものが次のスライドになります。いずれの属性におきましても濃いオレンジ色の部分 B-2 案を選択した方が一番多いという結果でございまして。続いて、「%の意味を伝える文言について」です。「様式案の下段にあるパーセントの意味を伝える文言として、最も分かりやすいと思うのはどれですか。」という問いに対し、「1 日の摂取目安に対する割合」を選択した方が最も多いという結果でございまして。二番目は文章が長めのもので、「1 日当たりの栄養素等摂取量の目安に占める割合」、三番目は一番短いも

ので、「1日量に対する割合」、四番目が「栄養素等表示基準値に占める割合」でした。この結果について層別で確認したものが次のスライドになります。いずれの属性におきましても、濃いオレンジ色の部分、「1日の摂取目安に対する割合」を選択した方が一番多いという結果でございました。以上を踏まえまして、日本版包装前面栄養表示の様式は、スライドにお示しするデザインとしてはいかがでしょうか。枠の形は B-2、%の意味を伝える文言といたしましては、「%は1日の摂取目安に対する割合」、こちらでいかがでしょうか。資料 4 については以上でございます。

○石見座長 御説明ありがとうございました。日本版包装前面栄養表示の様式について御質問、御意見ありましたらお願いいたします。この様式案についていかがでしょうか。森田構成員お願いいたします。

○森田構成員 ありがとうございます。森田です。御説明いただいた B-2 案ということでアンケートもそのようになったということで、私は支持いたします。前回、このデザイン案を決めた時には、隙間の案が三つ示されていたわけですが、私はこれに対して隙間だと食塩相当量が注意してほしい項目だということがよく分からないので、二重線にしてはどうかというところを申し上げたところです。それに対して 10,000 人というアンケート調査の中で、これが支持されたということで、やはり食塩相当量を日本人はきちんと意識して注意喚起をしてほしいというメッセージがこのデザインの中、様式の中にきちんと示されていると思います。

少し振り返りますと、初年度にこの FOPNL の議論を始めた時に、日本人の栄養に関していかに食塩相当量が注意喚起する項目であるか、ということを厚労省よりお話がありました。それに対していろいろな議論は出たわけですが、結果的にこの注意喚起するのが日本人の食塩相当量だということがより分かりやすく、この図案で示されていると思います。また、初年度には諸外国の栄養成分表示との比較もいろいろと見せていただきました。例えば、フランスの ABCDE や北欧のキーホールなど、この食品は良いかどうかを示す方法もあれば、米国のように注意喚起をするものだけを取り出す案というものもあります。そして、英国、タイ、イタリアは五つの基本の項目において、上には含有量を下には栄養素等表示基準値に占める割合をという図案でした。イギリスとタイはこのデザインで上と下に膨らみがあるデザインだったかと思います。これがやはり世界的に見ても見やすいのかなということと、やはり文字が大きく見えるというところで、これが支持されたのではないかなと思います。

この五つの項目を示すのいいところは、成分ごとのバランス、例えばエネルギーは 1 日の 20%、食塩は 30%とあると、1 食分で取れるカロリーに対して食塩が多いことが一目で分かることもいいと思っております。そして、なおかつ、日本人は食塩相当量に特に気を付けてほしい。また、左のエネルギーはたんぱく質、脂質、炭水化物から成り立っているとい

うこともおおむね分かると思います。よって、この様式案で落ち着き、注意喚起とバランスというところを示したデザイン案、様式案になったと思っております。以上です。

○石見座長 B-2案はバランスもよいし、注意喚起もしっかりされているというところでございます。ほかにいかがでしょうか。それでは、竹林構成員お願いいたします。

○竹林構成員 竹林です。私も事務局の御提案の様式 B-2 に賛成です。今回のアンケートの時点では、「栄養素等表示基準値に占める割合」となっていたところ、%の意味を伝える文言について聞いていただき、「栄養素等表示基準値に占める割合だと分かりづらい」ということで、1日分ということが分かる表現である「1日の摂取目安に対する割合」としていただくことで、消費者の方に数字の意味が非常に分かりやすくなったのではないかと思います。以上です。

○石見座長 ありがとうございます。河野構成員、お願いいたします。

○河野構成員 食品産業センターの河野です。御提案については賛成したいと思いますが、最初に聞くべきでしたが、ここの様式案の数値について、これはどのような選択基準があったのでしょうか。様式案をアンケートで提示された時に入っている数値の意味が何かあるのか確認させてください。

○松山課長補佐 ありがとうございます。当初の様式の中に、例えば92kcalとか4%とか書いてある数値についてということですね。これは当初から様式案の中に記載していたもので、今回も当初からお示ししていたものと同じ内容で、同じ数字を全ての様式に並べ、アンケートを取ったということでございます。

○河野構成員 ありがとうございます。最初に選択されたときの数値に何か意味合いを持たせていたのか確認をしたいです。

○松山課長補佐 ありがとうございます。その点につきましては、この数字自体に意味は特段ないということでございます。

○石見座長 ありがとうございます。坂口構成員、お願いいたします。

○坂口構成員 淑徳大学の坂口でございます。私も事務局が御提示くださいました今回の様式案に賛成でございます。理由といたしましては、国民の皆様が一番見やすいと答えた裏付けと同時に、やはりもともと議論されてきた中では WHO やコーデックスの国際的なガ

イドラインの中で、「国の健康・栄養政策に沿ったものであること」とされている中で、日本が進めている適正体重の維持、あるいは食塩摂取量の減少を推進する上で、一番見やすく意義のある様式になったと思いますので、こちらに関しては賛成です。以上です。

○石見座長 ありがとうございます。阿部構成員、お願いいたします。

○阿部構成員 様式案については皆さんと同様で特に異論はございません。ただ、気になった点が、エネルギーについて先ほど河野構成員がこの数字をどうして選んだのですか、とお伺いしたと思いますが、92kcal は、1日の目安量にすると4%という低い値になっております。ものによってはレトルト食品など1食分当たりになると、おそらくこの92kcal ということはなく、3桁になるかと思います。その際にこのデザイン案で進めた場合、3桁になった時にどのようなイメージになるのかという点が気になります。数字の大きさなどについては、今後どのようにお示しするのかという点も含めて少し検討していただきたいなと思いました。

○石見座長 松山課長補佐、何かありましたらお願いいたします。

○松山課長補佐 御意見ありがとうございます。今後、様式、デザインを整えて最終的な案といたしますので、その時に確認をしたいと思います。ありがとうございます。

○石見座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。WEBで御参加の中村構成員よろしいでしょうか。それでは事務局の御提示いただいた本案につきまして、このとおりに決定したいと思います。御議論ありがとうございます。続きまして議事の2でございます。「日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）について」に入ります。資料5については記載内容が多いので分けて議論していきたいと思います。まずは、「1 背景」、「2 目的」、「3 定義」及び「4 ガイドラインの範囲」までの議論をお願いいたします。それでは、消費者庁より資料の説明をしていただきます。松山課長補佐、どうぞよろしくお願いいたします。

○松山課長補佐 それでは御説明いたします。資料5「日本版包装前面栄養表示ガイドライン案」を御覧ください。3ページの背景から御説明をさせていただきます。「1 背景」の1段落目は食品表示法の基本理念をお示するとともに、2015年から栄養成分表示が義務化されたことや、栄養成分表示は消費者のふだんの食生活において利活用されていることを記載しております。2段落目は、消費者意向調査の結果として、食品に栄養成分表示がされていることを知っている者の割合が約7割であることや、知っていると回答した者の中でふだんの食生活で栄養成分表示を参考にしていない者も一定数いるということをお示し、

消費者が栄養成分表示を一層利活用しやすくする取組が求められているという現状を述べるとともに、3段落目では、消費者が現在の栄養成分表示を一層利活用することができるような取組が必要であることなどの栄養成分表示を取り巻く課題などを記載しております。4段落目につきましては、国内における健康・栄養政策の動きと諸外国の動きを示すとともに、WHO 及びコーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドラインにおいて、包装前面栄養表示は健康・栄養政策に沿ったものであるべきことや、政府が推奨する包装前面栄養表示は一つだけであるべきなどの規定があるとして、国外における包装前面栄養表示に関する事項を記載しております。続いて、「2 目的」です。本ガイドラインでは、食品関連事業者等が一般用加工食品に包装前面栄養表示を導入するための一般的な取扱いやその望ましい在り方を示します。本ガイドラインを参考とした包装前面栄養表示の取組を通じて、更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待されます。なお、日本版包装前面栄養表示ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインであります。続いて「3 定義」です。日本版包装前面栄養表示は、食品の容器包装の前面等の消費者が見つけやすい箇所に、消費者庁が示す様式を用いて表示する取組でございます。本取組は、当該食品の熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量に加えて、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示するものでございます。次に「4 ガイドラインの範囲」についてです。日本版包装前面栄養表示を適用する範囲につきましては、容器包装に入れられた一般用加工食品であって、当該食品の食品単位として1食分の量が適切に設定できるものを想定しております。この場合の1食分の量は、通常、人が当該食品を1回に摂取する量として、食品関連事業者等が定めた量といたします。また、日本版包装前面栄養表示は、日本人の食事摂取基準（2025年版）の18歳以上の成人の推奨量等を基にした栄養素等表示基準値を用いることから、例えば、18歳未満のこども向けに製品設計されている食品におきまして、日本版包装前面栄養表示を導入する際には留意が必要です。また、コーデックス委員会の包装前面栄養表示ガイドラインにおいて対象外として位置付けられている食品を参考にし、健康増進法における特別用途食品のうち病者用食品及び乳児用調製乳並びに酒税法における酒類については、日本版包装前面栄養表示においても範囲外といたします。1から4について以上でございます。

○石見座長 御説明ありがとうございました。それでは、今の1から4までの御説明について。御意見などいただけましたらと思います。竹林構成員、お願いいたします。

○竹林構成員 内容について賛成ですが、二点ほど気になったところがあります。まず「3 定義」についてですが、52行目の後ろ寄りに「本取組は、当該食品の」と記載されている部分について、今回1食分という分かりやすい単位で示すということ、その1食分当たりまで

が様式に含まれるという点がポイントだと思いますので、「本取組は、1食分当たりの当該食品の」と修正することを提案いたします。二点目が、68行目の「通常、人が当該食品を1回に摂取する量」ですが、人というのは当たり前というか、あえて書かなくていいと思いますので、ここは「消費者が」とするか、あるいは「人が」をそのまま取ってしまうかのどちらかがいいのではないかと思います。以上です。

○石見座長 ありがとうございます。最初の御指摘の52行のところですが、1食分当たりとした方が分かりやすいということでございますが、消費者庁の松山課長補佐いかがでしょうか。

○松山課長補佐 ありがとうございます。「1食分当たりの」と追記するということにつきまして一点確認です。「本取組は」の後ろとするのか、「当該食品の1食分当たりの」とするか、どちらにも入り得るかと思うのですが、「当該食品の1食分当たり」と先に該当する食品があって、その1食分当たりとするのはいかがかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○竹林構成員 当該食品の後に入れた方が自然だと思いましたので、同意いたします。

○松山課長補佐 ありがとうございます。では修正させていただきたいと思います。

○石見座長 ありがとうございます。今の御意見に対してよろしいでしょうか。それでは、「本取組は、当該食品の1食分当たりの熱量、たんぱく質」というような書き方に変更することでございます。それから二点目の「人が」という点ですが、こちらはいかがでしょうか。消費者庁より御意見がございましたらお願いいたします。

○松山課長補佐 ありがとうございます。「消費者が」とするか、「人が」を削除するかということで御提案いただいておりますが、誰かというのは入れた方がいいのかなと思います。本ガイドラインでは「消費者」を使用しているので、「消費者が当該食品を」ということで、修正することを検討したいと思います。

○石見座長 ありがとうございます。構成員の皆様、いかがでしょうか。「消費者が」に変えるということでよろしいでしょうか。ほかにもありそうな感じはしますので注意して読んでいきたいと思います。それでは、ここは「消費者が」に変更するという方向性にしにさせていただきたいと思います。そのほかいかがでしょうか。戸部構成員、お願いいたします。

○戸部構成員 御説明ありがとうございます。3ページの背景のところですが、周辺の情

報をきちんと把握できておらず申し訳ないのですが、16行目に、「令和4年度食品表示に関する消費者意向調査」ということで記載いただき、その中で、食品に栄養成分表示がされていることを知っている者の割合は約7割ということですが、最新の情報として、令和4年ということなのでしょうか。

○石見座長 松山課長補佐、お願いいたします。

○松山課長補佐 御質問ありがとうございます。この令和4年度を選んだ理由としては、この検討が始まる時点の情報で、令和5年度から検討を始めましたので、その当時の状況として令和4年度の結果を記載しております。最新は令和6年度が最新の情報としてあるのですが、若干質問の様式が変わっているなどの変化がございますので、この当時の質問を採用しております。

○戸部構成員 ありがとうございます。このガイドラインの書き方の議論とは少しずれるかもしれないのですが、今後こちらのガイドラインを適用した後の成果を確認するときに、直近のデータと比較する方がいいかと思いましたのでお伺いしました。

○松山課長補佐 ありがとうございます。

○石見座長 それではそのほかございましたらお願いいたします。森田構成員、お願いいたします。

○森田構成員 3ページの34行目なのですが、「WHO及びコーデックス委員会はそれぞれ包装前面栄養表示ガイドラインを公表している。」というのは2021年だと思うのですが、それを入れた方がいいのではないかと思います。というのは、28行目に「2024（令和6）年度に健康日本21（第三次）が開始され」とあり、読み進めると、その前に実は既にガイドラインができていたということが少し分かりにくいかなと思いましたので、そこを入れたらどうかと思います。

○石見座長 ありがとうございます。松山課長補佐よろしいでしょうか。

○松山課長補佐 ありがとうございます。WHO、コーデックスのそれぞれの年を入れたいと思います。ありがとうございます。

○石見座長 おそらく違う年度だったと思うので、コーデックスのほうが後だったかと思っています。それでは、そこに年度を入れて順序を分かりやすくすることで承知いたします。

した。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、この1から4については、まず背景のところでWHOとコーデックスのガイドラインの発出年度を入れるということ。そして、定義のところで「1食分当たり」という文言を追加すること、そしてガイドラインの範囲については、「人が」というのを「消費者が」に修正することということでございます。よろしいでしょうか。はい、それではそのような方向で進めていただきたいと思います。では次に、「5 基本的な表示方法」と「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」を議論したいと思います。消費者庁より御説明をお願いしたいと思います。松山課長補佐、どうぞよろしくお願いいたします。

○松山課長補佐 それでは御説明をさせていただきます。ガイドライン案5ページの「5 基本的な表示方法」を御覧ください。「(1) 様式」についてです。消費者庁が示す日本版包装前面栄養表示に用いる様式は、図1のとおりです。本様式は、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の文字並びにそれぞれの文字を記載する枠内に加え、枠外上段「1食分(〇〇)当たり」及び枠外下段「%は1日の摂取目安に対する割合」の文言で構成しております。当該様式を参考にして、食品の容器包装の前面等の消費者が見つけやすい箇所に表示することといたします。「(2) 食品単位」でございます。日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位の設定については、当該食品の1食分とし、当該1食分の量を併せて表示いたします。なお、1食分の量につきましては、消費者が当該表示を利活用しやすい食品単位となるように、〇本、〇袋などの個数とすることが望ましいです。また食品単位については、栄養成分表示と一致させることが望ましいですが、困難な場合は、少なくとも日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位については、当該食品の1食分といたします。また、食品単位については、横向きの場合は、日本版包装前面栄養表示の様式の左上に表示することを原則といたしますが、困難な場合は、同様式の近接した箇所に表示することといたします。この場合においても、日本版包装前面栄養表示の様式と食品単位は必ず容器包装上の同一面に表示することといたします。「(3) 栄養成分等の量」でございます。日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量については、栄養成分表示と同様に販売される状態における可食部分の栄養成分等の量を表示し、栄養成分表示の値と一致させることが望ましいです。ただし、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品については、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量を摂取時の状態における栄養成分等の量とすることが可能です。「(4) 栄養素等表示基準値に占める当該量の割合」でございます。栄養素等表示基準値に占める当該量の割合の算出方法につきましては、ガイドライン案の6ページを御参照ください。なお、日本版包装前面表示における栄養素等表示基準値に占める当該量の割合の表示方法につきましては、消費者への視認性確保の観点から、小数点第一位を四捨五入して整数で表示することといたします。ただし、四捨五入して栄養素等表示基準値に占める割合が0%となる場合は、1%未満と表示することが望ましいです。「(5) 表示位置」でございます。表示位置は食品の容器包装の前面であり、主要面を原則といたします。

「(6) 様式に用いる文字」でございます。日本版包装前面栄養表示は栄養強調表示には該当いたしません、視覚的に目立たせた表示です。そのため、ある一つの栄養成分等の名称や量の文字の大きさをほかの栄養成分等と比較して大きくするなどの表示は適切ではございません。日本版包装前面栄養表示に用いる文字の大きさおよびフォントは統一して表示することといたします。なお、文字の大きさにつきましては、日本産業規格に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字であることが望ましいです。ただし、表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあつては、日本産業規格に規定する 5.5 ポイント以上であることが望ましいです。次に「(7) 様式に用いる色」でございます。日本版包装前面栄養表示は栄養強調表示には該当いたしません、視覚的に目立たせた表示です。そのため、ある一つの栄養成分等の名称や量の色をほかの栄養成分等と異なる色にすることなどの表示は適切ではございません。日本版包装前面栄養表示の様式に用いる文字及び枠の色は背景の色と対照的な色であつて、単色で表示することといたします。「(8) 日本版包装前面栄養表示の例」では、横向きと縦向きの表示例をお示ししております。続きまして、「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」でございます。「(1) 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲」につきましては、水で抽出するもの、水で希釈するもの、水で塩抜きするもの、湯切りするもの、一般的に牛乳等の単品を加え、調理を伴わないものとし、これらの食品については、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましいです。この場合は、日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量の算出根拠が消費者等に合理的に説明できるよう根拠となる資料を保管することといたします。「(2) 摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する際の留意点」といたしましては、摂取時の状態であることが分かる食品単位を表示することや、調理に用いる食品の種類やその量が分かるよう調理方法を表示することとし、日本版包装前面栄養表示の様式の近接した箇所に表示することを原則といたします。以上でございます。

○石見座長 御説明ありがとうございました。それでは、資料 5 の 5 と 6 について、御意見、御質問等いただきたいと思います。いかがでしょうか。竹林構成員、お願いいたします。

○竹林構成員 90 行目の図 1 ですが、ガイドラインに書かれている栄養素等表示基準値で実際計算してみたところ、たんぱく質は 6 %と書いてありますが、4 %で、食塩相当量は 35 %ではなく 37 %になるのではないかと思います。以前の値を使って計算したのかなと思うのでこちら修正いただければと思います。二点目ですが、132 行目の栄養素等表示基準値に占める当該割合ですが、この 132 行目に前の行から続いている文章で、前述の「(3) 栄養成分等の量」において算出した栄養成分等の量と書いてありますが、この (3) の内容を見ると必ずしも計算するというニュアンスがございませんので、ここの「において算出した」というのを「に基づいて表示した」に修正することを提案いたします。同様の文言が 135 行目の計算式にもありますので、ここも修正を提案します。以上です。

○石見座長 ありがとうございます。まず数値についてですが、いかがでしょうか。松山課長補佐、お願いいたします。

○松山課長補佐 御指摘いただきありがとうございます。竹林構成員のおっしゃるとおり、以前の栄養素等表示基準値の値で計算しておりましたので、そこは更新をしたいと思います。ありがとうございます。

○石見座長 ありがとうございます。それから二点目の（３）につきましては、必ずしも計算ではないということですが、構成員の皆さまいかがでしょうか。何か御意見ありましたらいただければと思いますが。阿部構成員、お願いいたします。

○阿部構成員 義務化されている栄養成分表示について、表示する栄養素の算出については、食品表示法に定義されていると思うので、それと同様の考え方ということであれば、実際に測定したものを使っているものもあれば、成分表から出しているという場合があるので、それに準じた形という考え方として読み取れると思います。竹林構成員がおっしゃってくださったように、特に計算したものではないと私も思いますので、同様の考え方によろしいかと思います。

○石見座長 ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。必ずしも算出した場合のみではないということですが、消費者庁からの御意見をいただければと思います。

○松山課長補佐 御意見いただきましてありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、ここは先ほど御提案いただいた内容を踏まえ、「栄養成分等の量に基づいて表示した栄養成分等の量を」ということで、修正したいと思います。

○石見座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。坂口構成員、お願いいたします。

○坂口構成員 ありがとうございます。８ページの大きな６番のかい離が生じる食品の取扱いのところで、一点確認がございます。（１）で、かい離が生じる食品の範囲が示されておりまして、一番下のボツに「一般的に牛乳等の単品を加え、調理を伴わないもの」と書いてございます。一方、９ページの（２）には留意点の二つ目のボツには、「調理に用いる食品の種類やその量が分かるように調理方法を表示する。」とございます。９ページで言うところの調理というのは、水で抽出したり、希釈したり、塩抜きをしたり、牛乳を加えたりというところの調理という意味でよろしいでしょうか。

○石見座長 ありがとうございます。松山課長補佐、お願いいたします。

○松山課長補佐 ありがとうございます。まず8ページの193行目にございます「一般的に牛乳等の単品を加え、調理を伴わないもの」というものは、この「調理を伴わない」は、この行に係る文言でございます。その後の(2)で示しております「調理方法を表示する」というのは、それ以外に調理が必要なものにつきましては、それを表示するということで記載しております。ただ、食品によっては(2)の留意点としてどちらも表示が必要なものもあれば、どちらかだけ表示することで十分な内容もあるかと思しますので、それは食品ごとに御検討いただければと思います。以上です。

○石見座長 坂口構成員、よろしいでしょうか。

○坂口構成員 例えば、牛乳を加えるもの以外であれば、とおっしゃったと理解したのですが、例えばどのようなものが考えられるのでしょうか。

○松山課長補佐 例えば、湯切りするものの場合、お湯を注いでそのあと湯切りしてという作業が発生すると思うのですが、その手順について、何ミリリットルのお湯を注いで、何分おいて、その後、お湯を切るというような手順を書いていただけると、栄養成分等の量との整合性が取れる内容になるかと思います。

○坂口構成員 例えば、塩抜きをするために何分水に浸かるという意味ですね。分かりました。

○石見座長 ありがとうございます。そのあたりいかがでしょうか。ちょっと分かりにくいように受け取る方もいるかもしれないです。調理というより、上記の(1)で示した操作というか、調理というと様々な道具を使って加熱したり、食材を加えたりということをイメージする消費者の方が多いのではないかと思います。やはりここが調理になっていると、今まで検討してきたこの(1)以外の例について想像してしまう場合もあるかなと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。河野構成員、いかがでしょうか。

○河野構成員 私も石見座長がおっしゃっていることと同じような考えを持ちましたが、それに代替する適切な言葉が分からなかったので黙っておりましたが、やはり消費者だけでなく、事業者の方も、ここを読んで調理した状態のものもいいのかなと思ってしまわないかなという点は危惧するところです。

○石見座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。今の御意見について戸部構成員、お願いいたします。

○戸部構成員 なかなか難しいと思うのですが、「前処理」とするとか。とは言え、その「前処理」が消費者にとってイメージするものが違っているかもしれない、すみません。少し難しいです。

○石見座長 いかがでしょう。消費者庁より御意見がありましたらよろしくをお願いいたします。

○松山課長補佐 ありがとうございます。先ほどの繰り返しにはなりますけれども、ここで想定しておりました調理方法は、例えば、カップ焼きそばなど湯切りするものというイメージで先ほども御説明いたしましたが、調理方法としましては、「熱湯何ミリリットルを本品のカップ内側の線まで注ぐ」ですとか、その次に「3分後に湯切りし、ソースをかける」といった手順を示すことになると思います。そうした手順を踏まえた上での栄養成分等の量がこの FOPNL に表示されるという意味になりますと、やはりその方法というのは記載が必要だと思っております。一般の食品を見ると、調理方法というような形で説明書きがあるので、こういった記載方法にしております。

○石見座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。森田構成員、お願いいたします。

○森田構成員 8 ページの 193 行目に「一般的に牛乳等の単品を加えたもの」だけでよくて、「調理を伴わないもの」というふうにここに「調理」と書いてしまうことで、後の「調理」と分かりにくくなってしまいます。それなので、ここを「一般的に牛乳等の単品を加えたもの」だけに記載をして、ここで食品の範囲を絞り、その後で調理方法ときたら水で抽出する、水で希釈する、などに限定できるのではないかと思います。

○石見座長 ありがとうございます。その方が分かりやすいと私は考えます。いかがでしょうか。松山課長補佐、お願いいたします。

○松山課長補佐 御提案いただきましてありがとうございます。確かにそのとおりだと思いますので、修正案といたしまして、「一般的に牛乳等の単品を加えるもの」とさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○石見座長 よろしいですか。それでは、そのようにしたいと思います。そのほか、私の方から質問です。食品単位の点ですが、105 行目の「栄養成分表示と今回の包装前面栄養表示

と一致させることが望ましい」と書いてありますが、前面表示の方は視認性の観点から、推定値の場合、推定値とは書かないという方向になっております。そうしますと、一致させることが望ましいということで、裏面の栄養成分表示の方も、分析値で表示しているものが推定値の方に偏らないかなという点を懸念しておりますが、そのあたりは対策としてはいかがでしょうか。

○松山課長補佐 御質問いただきましてありがとうございます。石見座長の御懸念点につきましては、1個当たりの重量にばらつきがある食品については、今までは100g当たりで許容差の範囲内にある一定の値を表示していた食品であっても、1食分を表示するに当たっては推定値となってしまうのではないかということかと思えますけれども、これまでどおり、許容差の範囲内にある一定の値で対応が可能であると考えます。御懸念の点に関する対応といたしましては、「食品表示基準 Q&A」の（加工－108）に示しておりますが、1個の重量に多少のばらつきがある食品につきましては、栄養成分表示の枠外に食品単位の補足事項を任意で追記することが可能でございます。例えば、栄養成分表示の枠外に「1個の重量にばらつきがありますが、表示値は55gの場合の値です。」など、Q&Aには例示があるのですが、このような記載をしていただくと、1個の重量に多少のばらつきがあった場合においても、補足事項で記載された重量で表示値の許容差の範囲と比較するということになりますので、これまでどおり裏面の栄養成分表示におきましても、許容差の範囲内にある一定の値での表示が可能であると考えております。

○石見座長 御説明ありがとうございます。それは食品表示基準の Q&A の何番になりますでしょうか。

○松山課長補佐 （加工－108）でございますので御確認いただければと思います。

○石見座長 ありがとうございます。それでは、それに従って表示すれば推定値になることはなく、今までどおり栄養成分表示は許容差の範囲を考慮した一定値あるいは幅で示すということで、特に心配する必要はないということですね。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。竹林構成員、お願いいたします。

○竹林構成員 157 行目の「（6）様式に用いる文字」についてです。ここに書かれている内容で、「文字の大きさ及びフォントは統一して表示すること。」は、強調表示ではないので何か一つだけ、例えば食塩相当量だけ大きさを変えることはやめてくださいという意味だと承しておりますが、一方で様式案を見ると、エネルギーや kcal、%のフォントと比べて 92 や 4 などの数字が少し大きめに書いてあります。見やすくとてもいいと思うのですが、このようにエネルギーや kcal と数字については文字の大きさに差をつけて表示すると

というのが様式案なのかなと思っておりまして、そちらと、この 157 行目の「文字の大きさ及びフォントは統一して表示すること。」という点が、あまりうまく伝わらないのではないかと思います。

○石見座長 消費者庁からありましたらお願いいたします。

○松山課長補佐 御意見いただきましてありがとうございます。最終的に消費者庁からこの様式案をウェブサイト等に掲載させていただきまして、事業者の方々が自由に使っただけのようにしようと考えておりました。その際に、数字は記載しないものをウェブサイトに載せる予定でございましたので、栄養成分等の名称や単位については様式中に記載されていることになります。一方で、数字等は事業者の方々が入れられるようにできればと考えており、このような記載とさせていただきました。

○石見座長 竹林構成員、いかがでしょうか。

○竹林構成員 アンケートの数字が少しほかのものよりも大きい状態で、それが分かりやすいという結果になっています。他国の FOP を見た場合も、イギリスのトラフィックシグナルなども同じように数字が少し大きく書いており、視認性を良くする際に、この数字を少し大きめに書くというのはかなり重要なことなのではないかと私は思っております。ですので、このガイドラインに数字を少し大きく書くという点まで入れてもいいのかなと私個人的には思っておりますが、いかがでしょうか。

○石見座長 構成員の皆さま、いかがでしょうか。

○森田構成員 ここに書いてあると、157 ページに「栄養表示に用いる文字の大きさ及びフォントは統一して表示すること。」とあるので、同じフォント、ポイント数で表示しなくてはいけないとの誤解が生まれてしまうのではないかと思います。下には 8 ポイントや 5.5 ポイント以上と書いてありますが、この 8 ポイントや 5.5 ポイント以上はエネルギーやたんぱく質の部分であって、例えば、様式の栄養成分等の文字が 8 ポイントであれば数字は 11 ポイントぐらいあるのかなと思います。そのような形で読めるように、このままだと、エネルギーの文字も 8 ポイントだけれども、92 という数字も 8 ポイントのように見えてしまいます。そこは、やはり竹林構成員のおっしゃるとおり修正をしていただいた方がよいかと思います。

○石見座長 ありがとうございます。ここに書かれているとおりですと、「統一して表示すること」となっておりますので、そうしなければいけないイメージがありますが、実際は事

業者の皆さまに、フレキシブルに書いていただいてもよいということなので、このあたりを検討するということにしたいと思いますが、松山課長補佐、いかがでしょうか。

○松山課長補佐 ありがとうございます。承知いたしました。いただいた御意見を踏まえまして、この部分の修正を検討いたしたいと思います。ありがとうございます。

○森田構成員 確認ですが、ここで言う 8 ポイント又は 5.5 ポイントというのは、エネルギーの部分指しますか。それとも数字の部分指しますでしょうか。

○松山課長補佐 ありがとうございます。全てにおいて、少なくとも 8 ポイントということです。

○森田構成員 これは 1 食分とかの数字もでしょうか。

○松山課長補佐 「1 食分（○○）当たり」のところも様式に含めてウェブサイトに掲載する予定ですが、そのあたりも少なくとも 8 ポイント以上というところですので、全体についてということでございます。

○石見座長 よろしいでしょうか。それでは、なるべく見やすいようにということで、159 行から 162 行までについては、このままにしたいと思います。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。森田構成員、お願いいたします。

○森田構成員 もう一点確認ですが、206 行目 207 行目の調理方法の書き方について、「様式の近接した箇所」と記載されておりますが、例えば牛乳を加えたような場合、「1 食分（1 袋）当たり」と書いてある所に「牛乳 200ml を加えた場合」と書いた方が消費者は分かりやすいと思うのです。ここに書くのは不可で、近接したところを書かなくてはいけないということでしょうか。

○石見座長 いかがでしょうか。お願いいたします。

○松山課長補佐 はい、ありがとうございます。例としていただきました牛乳を加える食品については、食品単位のところ例えば「1 食分（本品 40 g + 牛乳 200ml）当たり」のように書いていただいてもよいかと思っております。

○森田構成員 その方がよいと思いますので、それが分かるような書きぶりをお願いできればと思います。こちらの様式は上に書いてあるところが絶対で、あまり自由度がなかった

り、フレキシビリティがなかったり、近接したところなので、少し離れたところに書かれると分かりにくいと思いますので、よろしくお願いします。

○石見座長 森田構成員の御意見は近接したところに解説を加えるということでしょうか。

○森田構成員 はい、そうです。近接した箇所と記載すると、この様式から外れたところに書かなくてはいけない、と。例えば「牛乳 200ml を超えた場合」ということを離れたところに書かなくてはいけない、と誤解されるのではないかと思います。

○石見座長 ありがとうございます。そうしますと、消費者庁より、「(1袋) 当たり」のかっこの中に説明してもよいということですが、それはどこかに表示例として示した方がよろしいでしょうか。これだけは分かりにくいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○松山課長補佐 ありがとうございます。今後、このガイドラインが公表された後に、普及啓発等もしていこうと思っております。そこでもう少し書き下した詳しい普及啓発用の資料に、記載例等を入れ込んだ解説書のようなものを作成して普及啓発していきたいと思っています。詳細な表示例という点については、細かいところはガイドラインに示すのではなくて、そういった手引書のような資料に入れ込んでいければいいかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○石見座長 ありがとうございます。この後 Q&A がありますが、さらにそれを分かりやすくした解説書のようなものを出してくださる予定だということで、そちらで分かりやすく解説いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。それでは、今回は 5、6 について御意見をいただきました。阿部構成員、お願いいたします。

○阿部構成員 些細なことですが、先ほど竹林構成員から御指摘のあった算出という点に関して、8 ページの 197 行目にも算出根拠と書いてありますので、そこも合わせた方がよろしいのかなと思っております。それと、この食品単位の考え方をよく読むと理解はできるのですが、「1 食分」と「1 食分の量」というものが混在して出てきます。初めて読んだ時に「1 食分」と「1 食分の量」の違いをどう使い分けているのか、という点が少し分かりにくくなっていると思います。特に食品単位の当該食品 5 ページの 100 行目、「当該食品の 1 食分とし、当該 1 食分の量（例：○本、○袋などの個数又は○g などの重量等）」と書いてありますが、その下の例には「○本、○袋などの個数とすることが望ましい。」と書いてあり、例と違う内容になっています。些細なことですが、特に「1 食分」と「1 食分の量」の使い分けが少し分かりにくい部分があるので、もう一度見直していただけるとありがたい

と思います。

○石見座長 ありがとうございます。1食分とし、その1食分の中の量としては、本とか袋とか、そういう意味なのですが、読みにくいということでしょうか。

○阿部構成員 前の方にも同じ表現が出てくるのですが、微妙に違うため、整合性を持たせていただけるといいかなと思いました。

○石見座長 ありがとうございます。松山課長補佐、いかがでしょうか。

○松山課長補佐 はい、ありがとうございます。最終案をまとめる時に、御指摘いただいた点も踏まえまして、全て見直して整えるようにしたいと思います。

○石見座長 それでは、今の点につきましては、最終案を作るときに考慮いただけるということでよろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。だいたい出尽くしたようでございますが、この5と6につきまして、まず5ページの表示例のところの数値が少し動いているので修正していただきたいということ。それから阿部構成員の御指摘である101行目のところで、1食分と、1食分の量のところをもう少し分かりやすく、104行目の個数のところも考慮していただきたいということ。また、次の6ページにつきましては、竹林構成員の方から132行目につきまして、「に基づいて表示した」栄養成分表示等ということで算出したというところを修正すること。7ページにつきましては、フォントは統一して表示することということで、157行目の文章につきましても、もう少しフレキシブルに対応することができるよう文言に修正するよう今後検討していただくということ。それから下の8ポイント、5.5ポイントというのは文字全体についてということでもございました。また、8ページにつきましては、193行目、「調理を伴わないもの」を削除して、「一般的に牛乳等の単品を加えるもの」にするということ。そして、197行目の算出根拠という点も、先ほどの前出と同じように対応していただきたいということでもございます。9ページについて、調理についてはこのままにするということ。そして、調理の詳細については、概要版のところで掲載していただくということで、特に細かい方法については記載しないということになっております。抜けがありましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。それでは、この5・6についてはここまでとしたいと思います。それでは次に「7 その他」に入ります。そして、＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&Aについて議論したいと思います。消費者庁より資料の御説明をしていただきます。松山課長補佐、どうぞよろしくお願いいたします。

○松山課長補佐 それでは御説明いたします。ガイドライン案9ページの「7 その他」を

御覧ください。その他は3段落ございまして、1段落目は食品関連事業者等に期待すること。2段落目は地方公共団体に期待すること。3段落目は消費者庁が取り組むことについて記載をしております。まず1段落目でございます。食品関連事業者等の自主的な取組は、消費者の食品へのアクセスや情報へのアクセスを向上するものであると考えられます。したがって、食環境づくりを推進する観点から、食品関連事業者等の自主的な取組につきましては、当面の間、維持することといたしますが、食品関連事業者等におかれましては、本ガイドラインを参考にした取組を積極的に推進することが期待されます。次に2段落目でございます。2024年度に健康日本21（第三次）が開始され、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりが推進されております。本ガイドラインは食品表示基準に位置付けられないガイドラインではございますが、本ガイドラインを参考にした取組は、栄養成分表示を一層利活用しやすくするための取組の一つであり、地方公共団体における消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりの一助になるものと考えます。そのため、地方公共団体においては、食品関連事業者等の日本版包装前面栄養表示の導入及び消費者の利活用を推進することが期待されます。最後に3段落目でございます。消費者庁におきましては、我が国における健康・栄養政策の動向や諸外国等における包装前面栄養表示の法的な位置付け等を注視しつつ、日本版包装前面栄養表示が健康・栄養政策に即している内容であるかを定期的に確認してまいります。また、食品関連事業者等の取組実態等や消費者の日本版包装前面栄養表示の利活用の実態の把握に努め、消費者や食品関連事業者等の双方にとって分かりにくい考え方等がある場合には、迅速かつ柔軟に本ガイドラインの見直しの要否を検討いたします。さらに、将来的に消費者が食品関連事業者等の自主的な取組を栄養強調表示と誤認する等、混乱が生じる場合には、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることや、栄養強調表示の取扱いを整理することなど、規制的な措置の必要性を含め見直しの要旨を検討することといたします。続きまして、日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&Aです。問1、「日本版包装前面栄養表示を導入した食品においては、栄養成分表示を省略することができますか。」につきまして、省略することはできません。問2、「こども向けに製品設計されている食品において日本版包装前面栄養表示を導入する場合は、どのようなことに留意すべきですか。」につきましては、栄養素等表示基準値に占める割合は18歳以上の成人の摂取目安である旨を様式の近接した箇所に表示するなどの工夫が必要と考えます。問3、「なぜ特別用途食品（特定保健用食品を除く。）の病者用食品及び乳児用調製乳が日本版包装前面栄養表示の範囲外となっているのですか。」につきましては、特別用途食品の対象である病者や乳児におきましては、1日当たりの栄養素等の摂取目安が栄養素等表示基準値と異なります。また、当該年齢区分の消費者におきましては、摂取目安の個人差も大きいことから範囲外としております。問4、「なぜ酒類が日本版包装前面栄養表示の範囲外となっているのですか。」につきましては、WHO及びコーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドラインにおいて、包装前面栄養表示は健康・栄養政策に沿ったものであることや酒類は範囲外であるということがございます。問5、「日本版包装前面栄養表

示の対象になっていない栄養成分を追加する場合は、どのようにすればよいですか。」につきましては、様式に定める熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の五つの項目を表示した上で、更に栄養成分を追加する場合は、消費者が栄養強調表示と誤認しないようにすることや、五つの項目の視認性が低下しないよう配慮が必要です。問6、「栄養成分表示に用いる食品単位と一致させることが困難であると判断したものについて留意する事項はありますか。」につきましては、日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位に対応した栄養成分等の量を新たに算出することになります。この場合は、日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量の算出根拠について、消費者等に合理的に説明できるよう、根拠となる資料を保管する必要があるとございます。問7、「日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量が、合理的な推定によって得られた値である場合は、「推定値」と表示する必要はありますか。」につきましては、消費者への視認性確保の観点から、「推定値」や「この表示値は、目安です。」と表示する必要はございません。問8、「栄養成分表示が上限値及び下限値による表示の場合は、日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量については、一定の値ではなく、下限値および上限値で表示しなければならないか。」につきましては、消費者への視認性確保の観点から一定の値で表示することが望ましいです。問9、「日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量の最小表示の位や、0と表示できる量を定めていますか。」につきましては、本ガイドラインにおいては最小表示の位や0と表示できる量は定めておりませんが、日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量は、栄養成分表示と一致させることが望ましいです。ただし、消費者への視認性確保の観点から食品単位当たりで、エネルギーにおいては1 kcal 未満、たんぱく質、脂質及び炭水化物においては1 g 未満、食塩相当量においては0.1 g 未満となる場合は、その栄養成分等の量につきましては、ガイドライン案に記載の〇〇未満を表示することが可能でございます。問10、「摂取時の状態における栄養成分等の量での表示が想定されていない食品において、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することは可能ですか。」につきましては、摂取時の状態ではなく、販売時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましいです。問11、「シリーズ製品の一部に日本版包装前面栄養表示を導入することは可能ですか。シリーズ製品に日本版包装前面栄養表示を導入したい場合、全ての同シリーズ製品に導入する必要がありますか。」につきましては、本ガイドラインは導入の方法を強制するものではございませんので、容器包装の切り替え等のタイミングを踏まえ、実行可能な食品において日本版包装前面栄養表示の導入を御検討いただければと思います。問12、「容器包装以外で、例えば、栄養成分表示の義務が課せられていない外食におけるメニュー表やECサイトなどにおいて、日本版包装前面栄養表示の様式を使用することは可能ですか。」につきまして、こちらは可能でございます。説明は以上でございます。

○石見座長 ありがとうございます。それでは「7 その他」と、「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示のガイドラインに関するQ&A」の内容につきまして、御質問や御意見が

ありましたらお願いいたします。竹林構成員、お願いいたします。

○竹林構成員 Q&A 問5「対象となっていない栄養成分を追加する場合」の問いがありますが、もう一つ、この日本版の様式の中の一部だけを表示したい、例えば熱量の部分だけを使いたいという問いもあるかと思います。これは今までの議論からそういうことはやめてほしいというのが回答だと思いますので、この問5の前後にこの「一部だけを使うというのはいいですか。」「やめてください。」というのがあるといいかなと思いました。以上です。

○石見座長 ありがとうございます。この問5の中に一緒に入れるというのはいかがでしょうか。構成員の皆さまいかがでしょうか。省くのは当然ダメだということは分かっていますが、一応 Q&A の中に入れておいた方がいいということでございます。よろしいでしょうか。森田構成員、お願いいたします。

○森田構成員 それに関しては問いを一つ立てた方がいいのかなと思います。というのは、追加する場合ですが、五つあり、例えば二つとか三つとか視認性を低下させないような配慮をしつつ、表示するということかと思えます。それとは別の話であって、栄養強調表示の取扱いの9ページの235行のところで、何か一つだけを持ってきた場合は、栄養強調表示と間違えられてしまうので、それはよろしくないということもこれまでの意見の中であったかと思えます。この五つは不可分であり、全部セットで記載しなくてはいけない定型のものであるということもこの中で強調していただければ、一つの問いになるのではないかなと思いますので、一つ追加していただければと思います。

○石見座長 ありがとうございます。追加した方がいいということでございます。よろしいでしょうか。松山課長補佐、いかがでしょうか。

○松山課長補佐 御意見いただきありがとうございます。大切なポイントだと思いますので修正いたします。

○石見座長 ありがとうございます。それでは、五成分を省くということではできません、ということを出した問いとして Q&A に追加するということでございます。ありがとうございました。それはこの問5の前か後か、近くということでお任せしてもよろしいでしょうか。

○松山課長補佐 問5の前後で続く形で問いを立てたいと思います。

○石見座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。坂口構成員、お願いいた

します。

○坂口構成員 コメント一点ございます。その他の2段落目の地方自治体へ期待することというところです。この記載は非常に重要な視点だと考えますので、入れていただき大変ありがたいと思っております。今回、包装前面栄養表示が食品表示基準に位置付かないということになりましたが、やはり各自治体が今後、健康・栄養政策という点で、いわゆる食環境整備を進めていくに当たっては非常に重要なガイドラインになってまいりますので、各都道府県の保健所及び市町村の健康関連部局の方には広く知っていただき、ぜひ広めていただくことが重要だと思いますので、こちらの記載については賛成いたします。以上です。

○石見座長 貴重なコメントありがとうございました。それではそのほかいかがでしょうか。森田構成員、お願いいたします。

○森田構成員 問2に関しまして、こども向けに製品設計されたものに関しては、留意するようということです。そもそも18歳以上の日本人の平均で割った栄養素等表示基準でできているので、留意するという点は良いかと思いますが、一方で、老人の方の食事摂取基準では、75歳の普通の女性は1,650 kcalです。2,200 kcalに対して四分の三ぐらいしかないわけです。何%というのを、この栄養素等表示基準で1日の摂取目安に対する割合ということで見えていくと、本当は75%であっても自分にとっては100%だが、なかなか摂取できていないというように焦るということが起こるのではないかと思います。介護職や高齢の宅配の食事などに、何らかのメッセージというか、今後の課題として、実際にはこれを2,200 kcalなものなので、1,650 kcalの人には四分の三でいいですよというようなことが分かる普及啓発や情報発信が必要になるのかと思っております。こちらで何か問いを立てるとかではありませんが、この2,200 kcalという数字が、女性においてはこれに当てはまらない方も多いのではないかと、その点が少し気になりました。

あともう一点気になった点があります。9ページの236行目の栄養強調表示の取扱いや234行目にある栄養強調表示との誤認という点です。最近、完全〇〇のような最適化栄養食というようなものが増えてきているのではないかと思います。そういうものは、例えば33種類のミネラル、ビタミン、ミネラル等と書いてあり、栄養強調がされていて、数値も全部記載されております。それらを見ると、例えば、1食が600 kcalなのですが、食塩が3 g程度のものが結構多いです。そうするとカロリーは四分の一ぐらいですが、食塩はかなり多く、半分まではいかなくとも45%とかになり、FOPNLで1食分の熱量が1日の25%、食塩相当量が45%のように並ぶことで、1食のバランスといった情報がすごく大事だと思っております。したがって、強調表示をしたものやそういうものには、FOPNLは消費者に誤解させない大事な情報だと思いますので、そういうものはFOPNLがあることが望ましい食品だと思っています。そのような点も、今後の課題ということなのかなと思っています。課題

ということは、なかなかガイドラインには書きにくいのですが、そういう食品が大変増えているということもあります。最適化栄養食というように規格が決まっているのですが、もし規格などで決まっているのであれば、後からできた FOPNL をできるだけ完全栄養食の中に入れてくださいなど、そのようなことも言えるのではないかと思いますので、そちらも今後の課題ということで入れていただければなと思いました。

○石見座長 ありがとうございます。ガイドラインにとどまらず、今後の課題として高齢者を対象とした食品、あるいは高齢者の利用について課題があるということ。さらに、完全栄養食ですとか最適化栄養食等についてもできるだけ FOPNL を活用していただきたいということで、農水省の方もいらしておりますので、ぜひご検討いただければと思います。検討課題については、この検討会での議事録ということで、さらに追加する資料に入れるということは特にはないのでしょうか。

○松山課長補佐 コメントいただきましてありがとうございます。ガイドラインに何か追記ということではないかとは思いますが、今後、消費者庁において実態把握等もしてまいりますので、その中で様々な課題も上がってくるかと考えております。そういった状況も踏まえ、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○石見座長 ありがとうございます。時間的にもそろそろとなりますが、その他、Q&A についてなにかございますか。阿部構成員、お願いいたします。

○阿部構成員 問 11 になりますが、シリーズ製品を導入する場合、一部に導入して全てに導入しなければいけませんかという問いの回答ですが、本ガイドラインは導入の方法を強制するものではありません。という点の意味がよく分かりませんでした。もともとこのガイドラインについては、食品表示基準に位置付けないガイドラインですとの言い方はしておりますが、導入の方法という言葉がここで初めて出てきて、しかもそれを強制しないということが少し分かりにくいと思います。あくまで、義務表示ではないということで、できるところから順次やってくださいという、事業者からしてみれば、できるところからやればいいガイドラインだということが分かるよう、もう少し前向きな表現の方がいいと思いました。現状の記載だと導入方法を強制するものではありませんという、ガイドライン自体の意味がよくわからなくなってきた感じがしたので、できるところからやっていただければいいですという回答に少し修正していただけるとありがたいと思います。

○石見座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。少し柔らかな言葉にするということで、消費者庁より御意見お願いいたします。

○松山課長補佐　ありがとうございます。御指摘の点につきまして、二つ目の文章の中で、その意図は表現できていると思いますが、今の御意見を踏まえまして、一文目の扱いをどうするかについて検討したいと思います。ありがとうございます。

○石見座長　御意見ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。それでは、その他と Q&A ににつきましてとめたいと思います。その他につきましては、貴重な御意見をいただいております。今後の課題として、留意していくということ。また、都道府県においての取組は非常に重要であるという御指摘をいただきました。10 ページにつきましては、特に修正する点はありません。11 ページは問5の前後に、5成分の表示は必須で一つの成分、あるいはカロリーのみを載せるという強調表示のようなことはできませんということ、問いとして追加していただきます。また、12 ページにつきましては、345 行目の文章について、導入方法を強制するという書き方をもう少し柔軟にすることで御指摘をいただきました。そのようなことでよろしいでしょうか。それでは、ようやくまとめ、2023 年から、2024 年、2025 年と3年間、構成員の皆さま、そして消費者庁の皆さまと、まとめてまいりました。御協力どうもありがとうございます。それでは次に議事3として、その他、消費者庁からございましたらお願いいたします。

○松山課長補佐　資料1を御覧ください。開催要領の別紙1スケジュールでございます。繰り返になりますが、再度、御案内をさせていただきます。本日の御議論を踏まえまして、ガイドライン案につきましては、8月以降にパブリック・コメントを行う予定です。それを踏まえまして、第2回検討会を開催し、今年度中に日本版包装前面栄養表示ガイドラインを公表する予定でございます。以上です。

○石見座長　スケジュールどうもありがとうございました。それでは、本日の議題は以上でございます。それでは事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局　皆さま、本日はどうもありがとうございました。後日、メールで議事録の確認をお願いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、今回の議事録については、後日消費者庁ウェブページに掲載されます。石見座長にお返しをいたします。

○石見座長　以上をもちまして、第1回日本版包装前面栄養表示に関する検討会を閉会させていただきます。御協力どうもありがとうございました。